

平成 3 0 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 3 0 年 9 月 3 日

印刷物番号

30-37

も く じ

認定第 1号	平成29年度大東市一般会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 2号	平成29年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 3号	平成29年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 4号	平成29年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 5号	平成29年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 6号	平成29年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算について-----	別冊
認定第 7号	平成29年度大東市水道事業会計決算について-----	別冊
認定第 8号	平成29年度大東市下水道事業会計決算について-----	別冊
報告第 7号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 8号	平成29年度大東市水道事業会計資金不足比率について-----	2
報告第 9号	平成29年度大東市下水道事業会計資金不足比率について-----	3
議案第44号	平成30年度大東市一般会計補正予算（第3次）について-----	別冊
議案第45号	平成30年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次） について-----	別冊
議案第46号	平成30年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1次）について-----	別冊
議案第47号	平成30年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第1次） について-----	別冊
議案第48号	平成30年度大東市介護保険特別会計補正予算（第1次）に ついて-----	別冊
議案第49号	平成30年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第1次）について-----	別冊
議案第50号	平成29年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	4

議案第 5 1 号	大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について-----	5
議案第 5 2 号	大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者の指定について-----	6
議案第 5 3 号	大東市立生涯学習センターおよび大東市立文化情報センターの指定管理者の指定について-----	7
議案第 5 4 号	大東市火災共済条例の一部を改正する条例について-----	8
議案第 5 5 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について-----	1 0
議案第 5 6 号	大東市立共同浴場条例を廃止する条例について-----	1 4
議案第 5 7 号	大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	1 6
議案第 5 8 号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	1 8
議案第 5 9 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	2 1
議案第 6 0 号	大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	2 3
議案第 6 1 号	大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について-----	2 5

報告第7号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成30年6月21日 |
| 2 和解の相手方 | 
 |
| 3 損害賠償の額 | 金169,000円 |
| 4 和解の理由 | 平成30年6月3日大東市緑が丘一丁目11番の大東中央公園の駐車場内において、本市自動車（環境課）が後進したところ、当該自動車に後続する相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第8号

平成29年度大東市水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

報告第9号

平成29年度大東市下水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算における資金不足比率を監査委員の審査に付し、別冊のとおりその意見をつけて議会に報告する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため（－）と表している。

議案第50号

平成29年度大東市水道事業利益剰余金処分について

平成29年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		575,343,030 円
2	利益剰余金処分類		
(1)	資本金	△272,266,512 円	
(2)	減債積立金	△50,000,000 円	
(3)	建設改良積立金	<u>△100,000,000 円</u>	<u>△422,266,512 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>153,076,518 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第51号

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場
大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場 |
| 2 指定管理者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで |

議案第52号

大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅北自転車駐車場
大東市立住道駅西自転車駐車場
大東市立住道駅西第二自転車駐車場 |
| 2 指定管理者 | 大阪市北区堂島浜二丁目1番9号
株式会社駐輪サービス |
| 3 指定の期間 | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで |

議案第53号

大東市立生涯学習センターおよび大東市立文化情報センターの指定管理者の
指定について

大東市立生涯学習センターおよび大東市立文化情報センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立生涯学習センター
大東市立文化情報センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市北区東天満二丁目7番12号
株式会社アステム |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで |

議案第54号

大東市火災共済条例の一部を改正する条例について

大東市火災共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

火災等の共済見舞金の支給額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市火災共済条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市火災共済条例（昭和51年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表見舞金の部全焼・全壊の項中「1,000,000」を「1,200,000」に改め、同部半焼・半壊の項中「500,000」を「600,000」に改め、同部部分焼・部分壊または消火活動に伴う水・破損の項中「200,000」を「250,000」に改め、同部その他の項中「20,000」を「30,000」に改め、同表死亡弔慰金（死亡1人につき）の項中「500,000」を「600,000」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市火災共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した火災等について適用し、同日前に発生した火災等については、なお従前の例による。

議案第55号

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第23条ただし書を削る。

第25条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第25条の2 第13条第1項に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定により定められた週休日または勤務時間条例第9条および第10条の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条第2項中「および宿日直手当」を「、宿日直手当および管理職員特別勤務手当」

に改める。

別表第5アの表中4級の項を次のように改める。

4級	上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務または主査の職務
----	--------------------------------

別表第6を次のように改める。

別表第6（第13条関係）

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
理事	91,100円
部長	85,100円
次長	71,300円
課長	57,000円

備考 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表（大東市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「一般職給与条例」という。）に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員（この条例による改正前の別表第5ア4級の項に規定する困難な業務を処理する主査の職務に相当する職務で規則で定めるものに従事する職員に限る。）で、当該職員が施行日以後に受ける給与月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する一般職給与条例第27条第5項および第6項、一般職給与条例第28条第3項および第5項ならびに一般職給与条例第30条の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第

号) 付則第 2 項の規定による給料の額との合計額」とする。

議案第56号

大東市立共同浴場条例を廃止する条例について

大東市立共同浴場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立菊水温泉を廃止するため。

大東市立共同浴場条例を廃止する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立共同浴場条例（昭和63年条例第13号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

議案第 57 号

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）が施行し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定
保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規
則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生
労働省令第65号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務

を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

付則第2項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

付則第10項を付則第11項とし、付則第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を付則第10項とし、付則中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）および第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）が、平成30年8月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）が平成31年4月1日から施行され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第4項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第4項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第61号

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立放課後児童クラブの利用時間を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市立放課後児童クラブ条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

児童クラブの利用時間は、次の各号に掲げる日（次条各号に掲げる日を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（次号に掲げる日を除く。） 大東市立小学校の授業終了後から午後6時まで
- (2) 大東市立小学校の夏季休業日、冬季休業日および春季休業日（次号に掲げる日を除く。） 午前8時30分から午後6時まで
- (3) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。